令和４年度
第８回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第８回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和４年１１月２５日（金）　１３時２９分開会
　　１３時５６分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１８名　欠席委員２名）

１番	平　沖　道　徳	出　席	議事録署名委員
２番	宮　澤　徳　夫	出　席	議事録署名委員
３番	三　溝　健　雄	出　席	
４番	登　坂　英　樹	欠　席	
５番	平　岡　　博	出　席	
６番	今　　鉄　雅	出　席	
７番	片　桐　好　英	出　席	
８番	樋　口　　司	出　席	
９番	川　端　智　之	出　席	
１０番	田　村　正　司	出　席	
１１番	遠　藤　義　博	出　席	
１２番	鈴　木　弘　樹	欠　席	
１３番	清　水　利　一	出　席	
１４番	平　岡　日出男	出　席	
１５番	黒　澤　譲　治	出　席	
１６番	藤　田　勝　久	出　席	
１７番	中　村　由美子	出　席	
１８番	山　形　繁　雄	出　席	
１９番	高　橋　　正	出　席	
２０番	長　島　信　行	出　席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松　石　博　司
管理課長	田　中　康　仁
企画振興係長	小　野　美　幸
農地係長	上　田　創　一
農地係主事	松　川　　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第18条第６項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　令和４年度第６号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第３号　現況証明願について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和 4 年度第 8 回農業委員会総会を開催いたします。

本日、4 番、登坂委員、12 番、鈴木委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 18 名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶がございます。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。先日、道内研修に参加された委員の皆さま、ご苦労さまでした。これからも何か行事等がありました場合はより多くの皆さまの出席を願いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。（13：29）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、1 番、平沖委員、2 番、宮澤委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和 4 年度第 7 回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（13：30）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。なお、整理番号 10 の被相続人は、△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

会　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください。
農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 2 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページのとおりです。
今回解約のあった整理番号 15 及び 16 は、これまで賃貸していた△△さんに、所有権を移すため解約する案件であります。
この所有権の移転については、後ほど、議案第 1 号において、農地法第 3 条に基づく許可申請としてお諮りする予定であります。
以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

会　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

会　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（13：33）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 1 件です。
当日配布資料の 1 ページに、議案第 1 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号 19 は、協和の△△△△さんが、同じく協和の△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
土地の所在等につきましては、議案書 3 ページのとおりです。
整理番号 19 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号 19 について、ご説明申し上げましたが、よろしく

ご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　参考までに、金額を教えてください。

事　　務　　局　　金額ですが、総額で□□円、10ａ当たりは□□円、約□□円です。

藤　田　委　員　　わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　令和４年度第６号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、令和 4 年度第 6 号農用地利用集積計画の決定についての整理番号所 10 を議題といたします。
事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 4 ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 2 ページから 4 ページに議案第 2 号資料として、地番図及び農地保有合理化事業のフロー図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が 2 件になります。土地の所在等は議案書のとおりです。

整理番号所 9 及び所 10 は、令和 4 年度第 7 回総会、議案第 3 号農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決したものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議が成立した旨の通知があったことから、それぞれの農地を 北海道農業公社が買入する農地保有合理化事業案件となります。

議案書 4 ページの整理番号 9 は一旦飛ばしまして、はじめに、整理番号所 10 をご説明いたします。

議案書 5 ページをお開きください。

北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。

なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、整理番号所 10 は、本規程で定められた基準を満たしております。

以上、整理番号所 10 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　△△さんは現在そこには住んでおりませんが、住宅や木が生えている土地があるのですが、そこもこの方が買い入れるのでしょうか。

遠　藤　委　員　　△△さんは今回売買する農地のほかにも、まだ農地を持っていて、そこを買うときに一緒に購入することになっていると聞いております。今、ビートを置いてあるところです。

平　沖　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

　次に整理番号所９を議題といたします。
　この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第１項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時、休憩します。（13：39）

（●●委員、退席）

会　　長　　再開します。（13：39）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号所９をご説明いたします。
　議案書４ページをお開きください。
　北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。
　なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、整理番号所９は、本規程で定められた基準を満たしております。
　以上、整理番号所９について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。（13：41）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：41）

【議案第3号　現況証明願について】

議　　長　　つぎに、議案第3号、現況証明についての整理番号18を議題といたします。
事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第3号についてご説明申し上げます。
議案書6ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は2件であります。
当日配布資料の5ページから9ページに議案第3号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に、整理番号18についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書6ページのとおりです。
願出地は、願出人の△△△△さんが、令和2年に相続を受けた土地から、隣接地にお住まいの△△さんが使用している作業所部分を分筆した土地で、この作業所は建設時期が古く、所有者等からは、△△氏さん△△さん双方の祖父の代に、お互いの合意の上で建設したと聴取しています。
本件は、願出人が、この作業所の使用者に土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地において農地利用はなく、作業所が建ってお

り、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
　以上、整理番号 18 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について農業委員による現地確認を行なっておりますので、私のほうから報告いたします。

長　島　会　長　　11 月 10 日に、私のほか、片桐委員、田村委員及び事務局により、整理番号 18 について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、願出地全体に古い作業所が建っていました。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
　以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　○○○○はいいのですが、隣の○○○は大丈夫なのですか。

事　　務　　局　　はい。それは農地ではありません。非農地です。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に、整理番号19についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号19についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書6ページのとおりです。
願出地は、願出人の△△△△さんが、平成19年に相続を受けた土地から、直売用のログハウスが建っている箇所など、建物及びその周辺の敷地部分を分筆した土地で、台帳上、非農地を含む土地です。
本件は、このたび、願出人が土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地において農地利用はなく、ログハウス等建物の敷地であり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号19について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行なっておりますので、ご意見等をお願いします。

田　村　委　員　　11月10日に、私のほか、長島会長、片桐委員及び事務局により、整理番号19について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、住宅、農業用ハウス、小屋周囲の敷地でありました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております
以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　この赤線、○○番○○も入っているということですか。

事　務　局　　○○は60㎝程の幅であるため、図面にするとただの線になってしまいます。

平　沖　委　員　　○○と○○の間は宅地なのですか。

事　　務　　局　　ここはもう宅地になっています。

平　沖　委　員　　分かりました。では○○はどうですか。

事　　務　　局　　○○は△△さんの家庭菜園用の自留地として残すことになっています。

平　沖　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にありませんか。

藤　田　委　員　　今、話のあった○○番○○は現地写真②のＤ型の隣の細長いところですか。

事　　務　　局　　そうです。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　質問がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　　務　　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。

資　料 次期農業委員の推薦・応募について

資料-1 令和4年度千歳市農業委員会委員道内視察研修の収支決算について

資料-2 2022年度農業簿記・青色申告等研修会について

資料-3 令和4年度市町村農業委員会活動強化研修会について

口　頭 第1回農業者年金加入推進班会議の開催について

大地35号について

令和4年地区別農業委員等研修参加委員への連絡事項

第5回農地小委員会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。（13：56　閉会）